

内閣総理大臣 菅 直人 様  
厚生労働大臣 細川 律夫 様  
経済産業大臣 海江田万里 様  
東京電力株式会社取締役社長 清水 正孝 様

2011年4月1日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

## 東京電力による計画停電に関する医療確保の要望

前略 東日本大震災からの復興に対する貴台のご努力に敬意を表します。

さて、東日本大震災の発生に伴う計画停電が3月14日(月)より実施されていますが、これによって、医療機関においても必要な医療が困難となる事態が広がっています。

医科医療機関では検査や画像診断が実施できず、とりわけ、人工透析に大きな影響が出ています。また、酸素供給や人工呼吸器等を使用する在宅医療の患者さんにとっては、大問題です。

さらに、タービンを使用する歯科においては、停電時における治療は困難であることから、仮に計画停電が回避されるケースでも患者の予約を入れることはできません。

計画停電は、全ての住民や企業にも大きな影響を及ぼすものですが、特に医療においては命に直結するものです。

夏に向けて電力需要が増加するとも言われております。

こうしたことを回避するため、以下の点につきまして実施くださいますよう、お願いいたします。

### 記

- 一. 計画停電の対象から除外するよう申し出のあった医療機関については、計画停電の対象から除外すること。少なくとも、人工透析の医療機関については、計画停電から除外すること。
- 一. 在宅で治療を行っている患者のうち、酸素供給や人工呼吸器等、計画停電により心身に影響を及ぼす患者に対する支援を行うこと。
- 一. 国と東京電力及び自治体等が連携し、計画停電実施地域の医療機関での影響と問題点を早急に把握すること。
- 一. 給電能力の拡充を図るとともに、産業界と連携し、計画停電を実施しなくても済むよう努力すること。